

みなし登録電気工事業者の業廃止届必要書類（法第34条関係）

電気工事業を廃止したときは、「電気工事業廃止届出書」に下表の添付書類を添えて廃止の日から30日以内に届け出をすること。

番号		
①	電気工事業廃止届出書	○
②	届出証の原本	○

※1 欄内の○印が必要となる書類。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

年 月 日

山梨県知事

殿

〒

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電話番号（ ） ー

年 月 日 届出

山梨県知事届出第 号

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適性化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条1項の規定による許可を受けた年月日及び登録番号

年 月 日 許可（ ー ）第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

-
- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 届出受理通知書を添えること。